

# 審 査 基 準

令和 7 年 3 月 24 日 作成

法 令 名 :	道路交通法施行規則
根 拠 条 項 :	第30条の11第 1 項
処 分 の 概 要 :	運転経歴証明書の再交付
原権者 (委任先) :	長崎県公安委員会
法 令 の 定 め :	道路交通法施行規則第30条の11第 1 項 (運転経歴証明書の再交付の申請)
審 査 基 準 :	(判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。)
標 準 処 理 期 間 :	警察本部交通部運転免許管理課 申請による運転免許の取消しを行い、又は失効した免許に係る免許証を交付した都道府県公安委員会が長崎県公安委員会である場合は申請日の当日中 上記以外の場合は28日 (行政庁の休日を除く。) 警察署及び長崎警察署矢上交番、雲仙警察署雲仙北交番 28日 (行政庁の休日を除く。)
申 請 先 :	警察本部交通部運転免許管理課、警察署 (大村警察署を除く) 及び長崎警察署矢上交番、雲仙警察署雲仙北交番
問 合 せ 先 :	警察本部交通部運転免許管理課
備 考 :	